６－３．電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示

資源有効利用促進法の指定再利用促進製品の判断基準省令の改正により、2006 年 7 月 1 日から、特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の６物質）を指定の対象製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、電子レンジ、衣類乾燥機、パソコンの７品目）に含有率基準値を超えて使用する場合、JIS C 0950:2005「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」(J-Moss)に基づいて「含有マーク」を機器本体、機器の包装箱、カタログ類に表示し、使用物質と含有部品などの情報を自社のウエブサイトで情報提供することが義務付けられた。

また、同 JIS には、特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、または、規定の「含有マークの除外項目」に該当するものを除き特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、任意に表示できる 「グリーンマーク」も附属書Ｄ（参考）に掲載されている。なお、「含有マークの除外項目」に該当して使用している場合には、自社のウエブサイトでの情報提供が義務付けられている。

（1）「含有マーク」と「グリーンマーク」の概要

JIS C 0950:2005「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法」に規定されている特定の化学物質とその含有率基準値を表 6-3-1　に、「含有マーク」と「グリーンマーク」の概要を表 6-3-2 に示す。

なお、グリーンマークは法律で指定のマークではないため、根拠を明確化するため、(社)電子情報技術産業協会が商標登録している（登録第 4972757 号）。含有マークのロゴデータは、日本工業標準調査会（JISC）および(社)電子情報技術産業協会のホームページから入手できる。

表 6-3-1．特定の化学物質と含有率基準値

特定の化学物質	化学物質記号	算出対象物質	含有率基準値 wt%
鉛及びその化合物	Pb	鉛	0.1
水銀及びその化合物	Hg	水銀	0.1
カドミウム及びその化合物	Cd	カドミウム	0.01
六価クロム化合物	Cr(VI)	六価クロム	0.1
ポリブロモビフェニル	PBB	ポリブロモビフェニル	0.1
ポリブロモジフェニルエーテル	PBDE	ポリブロモジフェニルエーテル	0.1

表 6-3-2.「含有マーク」と「グリーンマーク」の概要

項目	含有マーク（オレンジマーク）	グリーンマーク（非含有マーク）	
マークのロゴ			
意味	・特定の化学物質(算出対象物質)を、含有率基準値を超えて使用している。	・全ての算出対象物質が含有率基準値以下。または、一部の算出対象物質が含有マークの除外項目に該当し、かつそれ以外の対象物質が含有率基準値以下。	
表示場所	・機器本体(複数の場合それぞれ)、その包装箱、カタログ、取扱説明書、自社ウエブサイトに表示しなければならない。 ・機器の型式などの記載と同時に確認できる場所とする。	・特に規定されていない。	当協会で推奨する機器本体の表示例を（3）に示す。
大きさ	・表示対象の大きさに応じて、的確に確認できるような大きさ ・幅については 15 ㎜ 以上	・表示対象の大きさに応じて、その表示が的確に確認できるものとする。	
色	・JIS Z 8102 の表 1 に規定する黄赤（代表的な色番号としては、2.5YR 5.5/13）とし、背景色と区別できるよう配慮する。 ・印刷上の制約などから規定の色を用いることができない場合は、規定の色の代わりに識別しやすい色（背景の補色など）を用いてもよいが、緑系の色の使用を避ける。	・JIS Z 8102 の表 1 に規定する緑（代表的な色番号としては、2.5G 6.5/10）とし、背景色と区別できるように配慮する。 ・印刷上の制約などから規定の色を用いることができない場合は、規定の色の代わりに識別しやすい色（背景の補色など）を用いてもよいが、黄赤系は避ける。	
カタログおよび取扱説明書への表示	・カタログ等への表示には、含有する化学物質名を化学記号で、下(または右)に、マーク高さの 1/6 以上で一体化して表示しなければならない。 ・含有情報を記載している URL を表示。	・任意に表示できる。	
ウエブサイトへの表示	①表示項目は、化学物質記号ごとにユニット（キャビネット、実装基板など）別などによる大枠分類における含有状況を記載 ②化学物質の含有状況は次により記載 ア　含有率基準値を超える場合は、“ 含有率(wt%)の数値 ” 又は“ 0.1wt%超 ” 若しくは“ 0.01wt%　超 ” イ　JIS C 0950 指定の除外項目に該当する場合は、“ 除外項目 ” ウ　規格番号 JIS C 0950 ③含有率基準値以下の場合は、 ” ○ ” の記号または ” 基準値以下 ” で表示できる。 ④ウエブサイトを用いることができない場合には、FAX、CD-ROM など他の媒体を用いて、情報を提供する。	・化学物質の含有状況が除外項目に該当する場合は、左記の①、②項に従い、“ 除外項目 ” と記載する。	
	ウエブサイトでの情報提供の例を（2）に示す。		

（2）ウエブサイトでの情報提供の例

例 1. 算出対象物質の含有率が含有率基準値以上である場合の含有状況の表示例

機器名称：テレビ受像機　型式名：○○-ＡＡＡ

	化学物質記号					
大枠分類	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
実装基板	0.1 wt%超	○	○	○	○	○
キャビネット	○	○	0.01 wt%超	○	○	0.1 wt%超
ブラウン管	除外項目	○	○	○	○	○
スピーカ	○	○	○	0.1 wt%超	○	○

注１　“0.1wt%超”、“0.01wt%超”は、算出対象物質の含有率が含有率基準値を超えていることを示す。
注２　“○”は、算出対象物質の含有率が含有率基準値以下であることを示す。
注３　“除外項目”は、算出対象物質が含有マークの除外項目に該当していることを示す。

JIS C 0950

例 2. 一部の算出対象物質が含有マークの除外項目に該当し、かつそれ以外の算出対象物質の含有率が、含有率基準値以下であることについて、表で表示する場合の例

機器名称：テレビ受像機　型式名：○○-ＢＢＢ

	化学物質記号					
大枠分類	Pb	Hg	Cd	Cr(VI)	PBB	PBDE
実装基板	○	○	○	○	○	○
キャビネット	○	○	○	○	○	○
ブラウン管	除外項目	○	○	○	○	○
スピーカ	○	○	○	○	○	○

注１　“○”は、算出対象物質の含有率が含有率基準値以下であることを示す。
注２　“除外項目”は、算出対象物質が含有マークの除外項目に該当していることを示す。

JIS C 0950

例 3. 一部の算出対象物質が含有マークの除外項目に該当し、かつそれ以外の算出対象物質の含有率が、含有率基準値以下であることについて、文章で表示する場合の例

機器名称：テレビ受像機　型式名：○○-ＢＢＢのブラウン管に含まれる Pb のみ含有マークの除外項目に該当します。（JIS C 0950）

（3）グリーンマークの機器本体（銘板）への表示例

リサイクラー（家電リサイクルプラント）へのリサイクル情報の提供を目的に、グリーンマークを機器本体（銘板）に表示する場合の当協会の推奨表示例を以下に示す。

【表示箇所】（1→3 は優先順位順）

1．機器の型式記載箇所（銘板※）の右側近傍　または　下側近傍
2．銘板の中の　任意の場所
3．銘板の近傍の本体箇所

・ただし、冷蔵庫の場合は、環境情報を記載したラベル（冷蔵庫の本体背面に貼付の、冷媒や断熱発泡ガスの種類などを記載した銘板）にも表示することを推奨する。
・また、エアコンについても室外機および室内機の両方の銘板に表示することを推奨する。
・その他の製品についても、複数のユニットで構成され、各々のユニットに銘板が貼り付けられている場合には、各々の銘板に表示することを推奨する。

※ 機器の技術または品質、あるいは環境面に関する仕様、情報などを記載した各種のラベルで、品質表示板などを指す。

【表示方法】（いずれの方法でも機器の廃棄段階まで容易に消えない仕様にすること）

1．印刷　　2．成形　　3．シールなど

【表示寸法】

マークの大きさは、表示対象の大きさに応じて、的確に確認できるような大きさとする。
幅 15㎜ 以上（JIS C 0950 の「含有マーク」の規定と同じ）を推奨。
ただし、成形の場合は目視によりマークが正しく認識できるような大きさとする

【表示例】

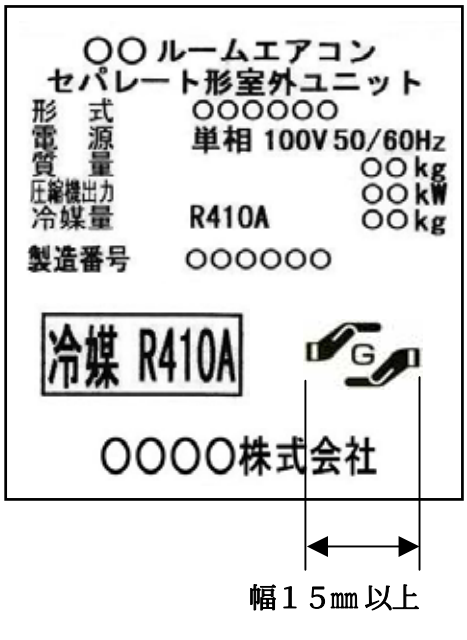

例１．エアコンの室外機銘板への表示例
（室内機の銘板も同様な表示を推奨）

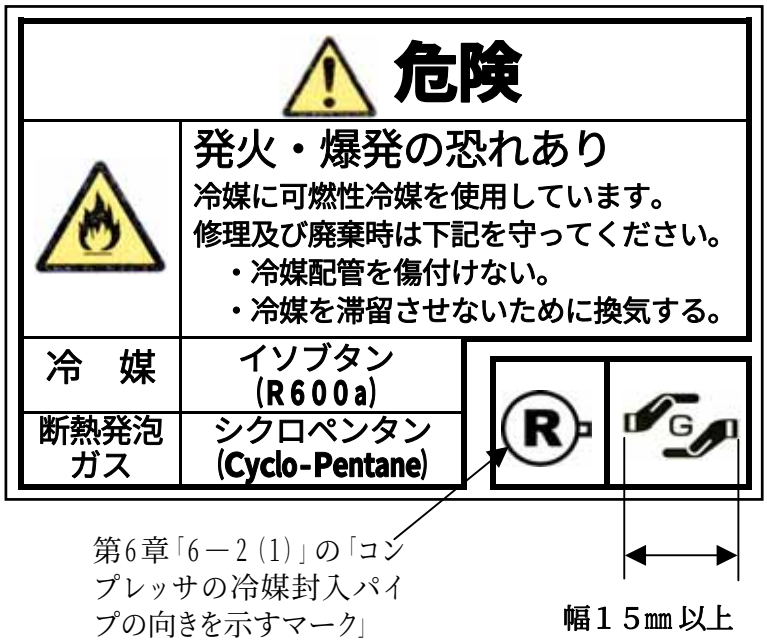

例２．冷蔵庫の本体背面銘板への表示例